

万葉集仙覚寛元本の底本

——京大本代繕書き入れと仙覚本奥書からの考察——

田 中 大 士

一 仙覚寛元本の底本

万葉集の伝来史の中で最も大きな出来事ともいえる、仙覚の万葉集校訂という一大事業は、源親行の後を承けて行われたことが知られている。

この本は、正二位前大納言征夷大将軍藤原卿、寛元元年初秋の頃よりはじめ、李部大夫源親行に仰せ付け、万葉集一部を校調し、書本たらしめむが為に、三箇の証本を以つて、親行が本に比較せしめ畢んぬ。同じき四年正月、仙覚、又親行が本并に三箇の本を請け取りて重ねて校合し畢んぬ。是すなはち、一人の校勘、見漏らす事あるべきに依りてなり。(中略)：寛元四年十二月二十二日、相州鎌倉比企が谷新釈迦堂の僧坊に於いて、治定本を以つて書写し畢んぬ。同じき五年二

月十日校点し畢んぬ。又重校し畢んぬ。

(巻一、仙覚文永三年本奥書)

仙覚自身が述べるところによれば、寛元元年1243に、鎌倉將軍藤原頼経が、源親行に万葉集の校訂本を作るべく、親行自身の本に三本の証本を以て校訂するように命じた。その後、寛元四年1246正月に、仙覚が親行の本と三本の証本を受け取り、重ねて校訂を行った。寛元五年二月、校訂が完成し、さらに見直しを行ったとある。これによれば、寛元期の校訂は、基本的には源親行の校訂作業の見直しという位置づけであったと考えられる。仙覚は、寛元期の校訂に飽きたらず、より洗練された文永年間の校訂本を作るのだが、仙覚の校訂本の出発点は寛元期の本(寛元本と称する)であり、そこに仙覚校訂本の内実を探るべき重要な鍵が隠されているはずである。ところが、現在、仙覚

が作成した寛元本も文永本も失われている。それでも、文永本の方は、西本願寺本をはじめ、比較的忠実に写された伝本が残されているが、寛元本の方は、神宮文庫本などわずか三本が残るばかりで、しかも、それらは、『校本万葉集』首巻の時代から、次のような評価を受けている。

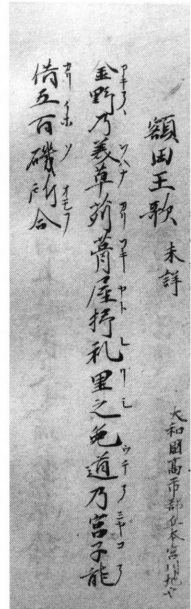
大体に於いて、仙覚の寛元本の純粹ならざる一伝本と認むべきもの、やうである。

（『万葉集諸本解説』神宮文庫本の条）

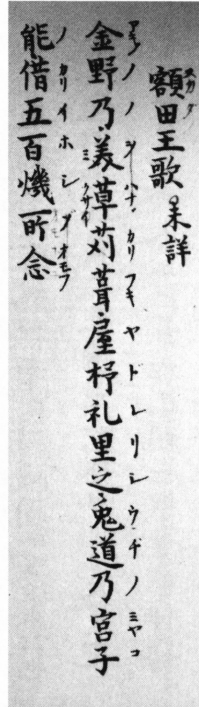
以降の研究でも、この評価は追認され（上田英夫『万葉集訓点の史的研究』昭和三二年等）、神宮文庫本など、現存の寛元本系統の伝本は、寛元本の実態を追求するには不十分であると見なされている。

寛元本の実態の解明が右のように暗礁に乗り上げて一方で、仙覚本とそれ以前の伝本との関係は着々と解明されつつある。仙覚校訂本以外の万葉集伝本、いわゆる非仙覚本系の伝本は、平仮名訓の本と片仮名訓の本とに分けることが出来る。この二種類の本の大きな違いは、前者が基本的に長歌に訓を持たないのに対して、後者は長歌の半分程度に訓を持っている点にある。しかも、片仮

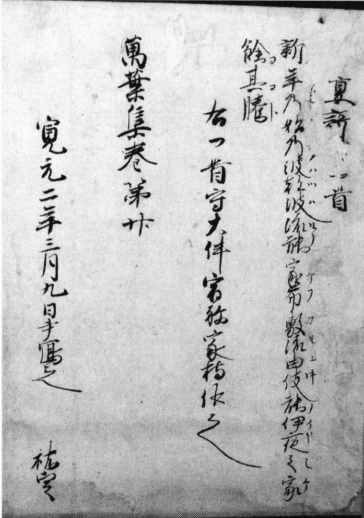
A 紀州本万葉集（巻一、七） 非仙覚本系統片仮名訓本 昭和美術館蔵



B 神宮文庫本（巻一、七） 仙覚寛元本 神宮文庫蔵



C 春日本（巻二十巻末） 非仙覚本系統片仮名訓本 天理大学附属天理図書館蔵



名訓の本の長歌訓の分布は変則的であるが、諸本で同様である。これは、現存の片仮名訓の本は同じ長歌訓の分布を持つある伝本から枝分かれした同一系統の本であり、なおかつ平仮名訓の本とは別系統であることを意味する。さらに、この片仮名訓本系統の特徴である長歌訓の分布は、仙覚校訂本の古次点（仙覚が見た本の中に訓がある歌を意味する）の分布とほとんど合致している。この合致は、短歌においても同様である。つまり、仙覚の校訂本で、仙覚が見た諸本に訓があるという古次点の分布は、実は片仮名訓本系統の訓の分布と同じであったのである。仙覚は、寛元本完成の後の建長五年1253に、自らが新たに読んだ万葉歌、「新点」についての報告を、時の後嵯峨院に奏覧している（『仙覚奏覧状』『仙覚全集』大正十五年）。仙覚が、いかに新点を重視していたかが知られる。新点を重視している以上、従来どの歌が読まれているか（あるいは読まれているか）の判断の基準となつた片仮名訓本系統の伝本が、仙覚によって参照されていたことは確実であるし、校訂作業において重要な存在であつたと考えうる。しかも、仙覚寛元本と片仮名訓本系統の密接な関係はそれだけではない。

前ページのAは、片仮名訓本系統の中でも傍訓形式の伝本である紀州本である。Bは、寛元本系の神宮文庫本

である。先述のように、神宮文庫本は、寛元本としては不純な伝本であるが、仙覚が書き残した奥書の通り、題詞が低い、傍訓形式であるので、その限りでは寛元本の姿を反映していると考えられる。すると、紀州本と神宮文庫本、すなわち片仮名訓本系統の傍訓の本と仙覚寛元本とは、題詞が低く、片仮名傍訓形式という点では非常に似通つた本であると言えよう。ただ、紀州本（巻十まで）の書写時期は、鎌倉時代であるという以上には明確でなく、寛元本との前後関係ははっきりしない。しかし、片仮名訓本系統には書写年代が明確なものもある。Cは春日本である。この本も片仮名訓本系統の伝本であるが、同じく片仮名傍訓形式である。この本は、画像でも分かるとおり、寛元二年1244の書写である。仙覚寛元本の着手は、先述の通り寛元四年であるので、片仮名訓本系統の傍訓の伝本は、仙覚寛元本の前には存在していたことは確実である。

しかも、片仮名訓本系統の訓のない歌は仙覚新点歌と同じ分布なのである。ということ、紀州本のような片仮名訓本系統の傍訓の本に新点を加えて行けば、基本的に寛元本の原形は出来上がるということになる。ならば、寛元本の底本は、片仮名訓本系統の傍訓の本と考えるのが最も妥当であるといえよう。従来、仙覚寛元本の底本は、平仮名別提訓であるという説が行われていたが、付訓形式、訓

の分布などがこれほど仙覚本に合致している片仮名訓本系統の存在が明らかになった上は、仙覚寛元本の底本は片仮名訓本系統の傍訓の本と考えざるを得ないのではないかと考えられる。

二 京大本代繕書き入れ

寛元本の底本が、現存する片仮名訓本系統であることが分かったことで、注目されるようになったのが、京大本代繕書き入れの存在である（以下「京緒」と略称する）。京緒は、『校本万葉集』首巻（「万葉集系統の研究」）で、この書き入れが仙覚寛元本の奥書を持つていることなどから、寛元本の性格を反映している旨述べられている。一方、山崎福之氏は、非仙覚系の伝本の訓を比較した一連の論文の中で、京大本代繕書き入れの訓は、しばしば非仙覚系の片仮名訓の本と訓が似ている一方で、現存する寛元本系の伝本とは似ていないことが多いという事実を指摘し、京緒は、非仙覚本系の本が反映しているのではないかと提言した（『類聚古集の片仮名訓書入』万葉第一一三号 昭和五八年五月等）。京緒の訓は、たしかに、非仙覚本系の片仮名訓の本と近く、それらの訓は寛元本系統の神宮文庫本などとは合致しない事例が多かったため、万葉集の伝本研究では、この山崎氏の考えは支持されてきた。本稿筆者も、ある時

期までは、山崎氏の考えを前提に、京緒を非仙覚本系の片仮名訓本に位置付けて考察を行ってきた。

しかし、京緒をめぐって、奥書の存在からそれを仙覚寛元本とする『校本万葉集』と、訓の性格から非仙覚本系の片仮名訓本系統とする山崎氏の説は、決して対立するものではなかったのである。仙覚寛元本の奥書によると、寛元本の付訓方針は、歌本文を中心に右に底本の訓、左に他本の訓や仙覚の訂正訓が付されるといふ方針であった（左上図参照）。いわば、訓は二本立てであったと言つてよい（第二次校訂本の文永本では、訓は一種類に統一される）。先ほどの考察によれば、仙覚寛元本の底本は、片仮名訓本系統の一本であったと考えられるので、寛元本である京緒に、非仙覚本系統の片仮名訓本の訓が見出されてもいっとうに不思議はないことになる。京緒は、仙覚文永本に書き入れられた形態である。書き入れ一般の性格からして、本体と重なる要素は基本的に書き入れられない。文永本には、

(右) 底本の訓

歌本文

(左) 他本の訓・仙覚の訂正訓

仙覚の訂正訓は存するので、その部分は書き入れられなかったと考えられる。すると、京緒は、寛元本の中でも、主とし

て、歌本文の右側の底本の訓が反映しているということになる。つまり、京緒の訓が、非仙覚本系の片仮名訓本の訓に似ていることは当然のことであつたと考えられる。では、山崎氏が疑問を呈しているように、京緒の訓が寛元本系である神宮文庫本としばしば合致しないのはなぜか。これは、従来から先掲上田英夫『万葉集訓点の史的研究』が述べているように、神宮文庫本は、本来は寛元本であるが、文永本的な変改が加えられている。したがって、本来は歌本文に対して訓が二本立てであるのに、文永本的に一本立てになつていくことが多い。それで、神宮文庫本の訓が京緒の訓と合致しない場合が見られると考えられる。山崎氏の指摘は、むしろ、京緒が仙覚寛元本を反映していることを逆に強く支持すると言えよう（以上、京緒の性格については、拙稿『万葉集京大本代繕書き入れの性格』国語国文第八一卷第八号 平成二四年八月による）。

京緒が仙覚寛元本を反映していることで、まず注目されるのは、巻十九、二十の反歌表示である。巻十九、二十のいくつかの長反歌には、十例にわたつて伝本によつて反歌の題詞に「反歌」と表示されるものとそうでないものと揺れが見られる。

すなわち、これらの異同は、次のような傾向を示す。

非仙覚系平仮名訓本

題詞なし

非仙覚系片仮名訓本

反歌

京大本代繕書き入れ

反歌

神宮文庫本

反歌

西本願寺本

題詞なし

非仙覚系では、平仮名訓本には題詞がなく、片仮名訓本には訓があり、仙覚本のうち、寛元本（京緒、神宮文庫本）には題詞があり、文永本（西本願寺本）には題詞がないということになる。非仙覚系の片仮名訓本と仙覚寛元本とが共通の要素を持つてゐるわけである。一方、巻十九、二十の反歌は、歌によつては、諸本に異同なくすべて題詞がある例もある。それらは、「反歌二首」（巻十九、四一六四題詞）のように「反歌○首」と歌数も表示される形になつてゐる。それらに比べて、「反歌」としか表示しない、これらの例は本来の形ではないと疑われる。それゆえ、文永本では右の十例においてはすべて題詞を付さない形になつてゐるのだと考えられる。一方、寛元本で、これらに「反歌」の表示があるのは、底本の片仮名訓本系統と同じ形であることから、片仮名訓本系統の形に引きずられてしまったものと推測される。つまり、これらの事例は、仙覚寛元本が、片仮名訓本系統を底本としていたことを証拠付けているということになる。

右のような事例は、実は、『校本万葉集』首巻（『万葉集

系統の研究」で、神宮文庫本と京緒の共通点として挙げられた事例の一つであった。同書では、それ以外にも、卷十七の冒頭歌群（三八九〇～三八九九）の配列も挙げていゝる。ところが、その事例においても、やはり片仮名訓本系統の伝本にも同じ特徴が見られた。それらの事例に鑑みれば、京緒（神宮文庫本）と片仮名訓本系統とにのみ共通する要素があれば、それらは、底本の片仮名訓本系統から寛元本に移入された要素であると、まずは考えられるということになる。

三 京大本代緒書き入れ卷十の歌数表示

右と同様な京緒の事例として、注目すべきものに、卷十の目録の次のような記述がある。アは卷十の目録の夏雑歌の「詠鳥二十七首」の下に付された書き入れである。イは、同目録の秋雑歌の「七夕九十八首」の下の書き入れである。

ア 短歌一首／反歌廿六首

イ 此中二首短歌

アは、卷十の本編「詠鳥」（一九三七～一九六三）に関する目録の注記である。卷十、夏雑歌の「詠鳥」は全部で二十七首、そのうち、一九三七が長歌、次の一九三八がその反歌、以下二十五首が単独の短歌となっている。歌の種類でいえば、長歌一首、短歌二六首となる。ところが、京

緒の注記は、「短歌一首／反歌廿六首」となっている。⁽¹⁰⁾ 歌数の呼応からして、「短歌一首」が長歌と呼応し、「反歌廿六首」が、その他の短歌に呼応していると忖度される。長歌のことを「短歌」と称するのは、『古今和歌集』卷十九の雑林で一連の長歌の前に「短歌」と表示される。ことがよく知られている。平安時代以降の歌論などに、これを踏襲する事例も見られる。ただし、万葉集の内部で長歌を「短歌」と称した例は見られない。また、続く「反歌廿六首」もおかしい。反歌は、当然の如く、長歌に続く短歌をいう。長歌の一九三七に続く一九三八を反歌とするのはともかく、それ以降の短歌を反歌とするのは、少なくとも万葉時代の用語としては異様である。この京緒の書き入れは、あきらかに後世の注記であると考えられる。イの「此中二首短歌」の「短歌」も、秋雑歌に含まれる七夕の長歌（二〇八九・二〇九二）を指すと考えられる。京緒は、さらに、この七夕歌の本編の方で、二〇八九長歌の題詞の部分に「本短歌」という注記が見られる。これは、京緒の本体において、二〇八九の題詞に「短歌」とあったことを意味しよう。これら、京緒の三箇所注記は、いずれも長歌を「短歌」、通常の短歌を「反歌」とする認識に基づいており、一連のものと考えられる。

これらの京緒の注記に対して、非仙覚系の平仮名訓本、

現存するのは元暦校本だけであるが、このような注記は見られない。一方、片仮名訓本系統では、現存する廣瀬本、紀州本、元暦校本代赭書き入れにはいずれも同様の注記が見られる。

仙覚本では、寛元本系統とされる神宮文庫本にはこのような注記は見られず、文永本系統の西本願寺本にも見られない。また、本編の二〇八九の題詞においては、片仮名訓本系統の紀州本、元緒に「短歌」の表示がある¹¹⁾。廣瀬本は、卷十の後半の三分の二が欠けており、当該部分は現存しない。いずれにしろ、片仮名訓本系統と寛元本の姿を反映する京緒に共通する注記であるといえよう。もともと、これらの場合、先の卷十九、二十の反歌表示とは異なり、神宮文庫本には表示が見られない。その点については、後述する。

では、これらの一連の表示はいかなるものであるのか。片仮名訓本系統の諸本では、卷十の目録に、他にも同様の記述が見られる。廣瀬本を例に取れば、卷十目録の最後の部分に次のような記述がある。

都廬五百五十首之中五百卅四首反哥

二首短哥 四首旋頭歌

卷十の全体の歌数とその中の長歌、短歌、旋頭歌の内訳が記されている。が、ここでもやはり、短歌を「反歌」、長

歌を「短歌」としている¹²⁾。他の片仮名訓本系統の紀州本、元暦校本代赭書き入れでもほぼ同様な記述が見られる。

右のような、目録に見られるその巻の歌数表示は、片仮名訓本系統の系統上の特徴といえる。たとえば、紀州本では、卷五、卷六の目録の冒頭にそれぞれ次のような記述が見られる。

ウ 短歌十 反哥百三首 (紀州本 卷五目録)

エ 短歌廿七首反歌百廿七首(紀州本 卷六目録)

いずれも、長歌を「短歌」、短歌を「反歌」と表示している。卷十の目録で京緒に見られる表示は、これら一連の目録の歌数表示の一部分であったと知られる。このように、片仮名訓本系統では、同様の目録の歌数表示は六巻にわたって見られるが、京緒の同様の記述は、卷十の先掲のアイの二箇所に限られる。京緒以外、仙覚本の諸本には、この類の記述は一切見られない。これは、これらの記述が、万葉集の本来の内容ではないという判断の元、仙覚校訂本には取り込まれなかったためと考えられる。では、なぜ、当面二箇所が残ったか。卷十の目録でも、片仮名訓本系統が持つ、全体の歌数表示（「都廬五百五十首之中五百卅四首反哥二首短哥四首旋頭歌」）は京緒にはない。他巻の歌数表示も京緒には見られないことを考えると、基本的に、寛元本の時点で片仮名訓本系統の歌数表示は切り捨てられ

ていたと考えられる。一方、京緒に存する記述は、全体の歌数表示とは別に、細部に存する同種の注記である。細部ゆえに、校訂の際に底本の記述がそのまま残ってしまったのではないかと推定される。二〇八九の長歌の題詞も同様と考えられる。

以上、京緒の巻十目錄の二箇所（二〇八九の題詞も含めれば三箇所）の書き入れは、校訂の底本である片仮名訓本系統の内容が、いわば痕跡として残ったものと考えられる。底本の片仮名訓本の内容が寛元本に引き継がれ、文永本では消えるという、先ほどの巻十九、二十の「反歌」表示の例と同じ類であるといえよう。しかし、巻十九、二十の反歌表示の方は、十箇所にわたる異同であったが、当面の事例は、それに比べるとわずかな記述に過ぎない。本稿で、巻十九、二十の「反歌」表示の例に加え、このような些細な内容をわざわざ取り上げたのはどうしてか。

仙覚は、校訂本の奥書において、参照した諸本の特徴をかなり詳細に記述している。その中に、目録に記載された歌数表示の件がある。

又、巻々の初に長歌の員数を挙げて、これを短歌何首等と書く。例へば第五巻の初に、これを短歌十首反歌百三首等と書くなり。これすなはち長歌を以て短歌と為す僻料簡の所為か。次に反歌とは、長歌に相副ふ時

の短歌なり。故に長歌の次に短歌ある時は、或はこれを反歌と書き、或はこれを短歌と書くものなり。しかるに何ぞ一巻の内の短歌、すべてこれを反歌と謂はんや。その誤一にあらざるか。忠兼の本の如きは、すべてこれを書かず、もつとも佳なり。松殿の御本の如きは、短歌何首等と、これを書くといへども、その註に美本これなしと云々、もつとも然るべし。

（巻二十、仙覚文永本三年奥書）

仙覚は、この表示について、口を極めて批判している。批判の根拠は「短歌」「反歌」という語の使い方である。先述のこれらの語の誤りの指摘は、実は仙覚の指摘を祖述したものであった。仙覚は、この記述が誤りであることを述べ、「その誤一にあらざるか」とした上で、さらに、「松殿の御本」はこの類の記述を持つが、その注に「美本これなし」とある点について、「もつとも然るべし」と賞賛している。仙覚にとつては、この類の記述があるか否かは、伝本の善し悪しにも関わる重大な要素と把握されていたようである。

京緒に見られる、「短歌一首／反歌廿六首」などの記述は、仙覚が厳しく批判している、このような一連の記述の一部であったわけである。京緒が寛元本の姿を反映するという先掲拙稿の新たな知見から、この事象を改めて解説す

ると次のようになろう。

寛元本の底本である片仮名訓本系統は、系統的に目録に歌数を表示していた。その記述には、長歌を「短歌」、一般の短歌を「反歌」と称する特徴が見られた。それらの記述を誤りと判断した仙覚は、寛元本校訂の際に、それらの記述を除去したが、巻十の目録の一部分などに記述が残った。

では、どうしてそれほど仙覚が批判する記述が、寛元本に残ったのであろうか。先述の通り、寛元本の底本は片仮名訓本系統であったと推測される。底本での記述は、他の対校本に比べ、圧倒的に校訂本に引き継がれやすい。一部とはいえ、仙覚自身が批判している内容が校訂本に残っているのは、片仮名訓本系統が校訂本の底本であったからに他ならない。もし、片仮名訓本系統の伝本が底本ではなく、対校本であったなら、右のような記述はとうてい校訂本に残らなかつたと考えられる。ささいなものであるが、右の二つの注記は、片仮名訓本系統が仙覚寛元本の底本であることを雄弁に語っていると考えられる。一方、同じ寛元本系統の神宮文庫本にはこれらの記述がない。神宮文庫本は、寛元本にかなり文永本の要素が加わった伝本であると指摘されている（先掲上田英夫『万葉集訓点の史的研究』）。それに対して、京麿が寛元本の本来の姿を反映していること

が右の事例からもうかがえる。

右の解釈からは、仙覚が、寛元本校訂に際して、底本に片仮名訓本系統の伝本を用いており、その片仮名訓本系統が、「短歌」（長歌）、「反歌」（一般の短歌）という用語を用いる本であったことがあらためて明確になるといえる。

四 仙覚本奥書の問題

次に掲げるのは、仙覚本奥書における、自らの校訂本の付訓形態の記述である。

今この万葉集の假名は、他本皆漢字の歌一首書き畢つて、假名の歌更にこれを書く、常の儀なり。然れども今の本に於いては、和漢の符合を糺さむが為に、漢字の右に假名を付けしめ畢んぬ。

（巻一、仙覚文永三年本奥書）

右は、本論文冒頭で引用した仙覚本奥書の、仙覚が万葉集校訂を手がける経緯を記した部分の直後に位置するので、寛元本についての記述と考えられる。万葉集の伝本は、歌本文を書いて、その次に訓を書くのが一般のあり方であったが、自分の校訂本においては、歌本文と訓の呼応を明確にするために、歌本文の右に訓を付したとしている。これに依れば、寛元本の傍訓の形式は、それまでの万葉集の伝本にはなかつた形式であるように受け取れる。ところが、

本稿筆者の一連の論では、片仮名傍訓の本は、仙覚の校訂以前にすでに存していたし、仙覚の校訂本は、そのような付訓形式の片仮名訓本系統の本と深い相関関係にあるとする。ここに大きな矛盾が存する。前章で見てきたように、仙覚寛元本の底本が片仮名訓本系統であることは、多くの証拠が積み上がってきている。しかし、右の仙覚の奥書の記事は、他ならぬ仙覚自身の発言であるため、ないがしろにはしがたい。

ただし、前章でも触れたように、仙覚は、長歌のことを「短歌」とする記述をあれほど批判していたのに、寛元本の底本は、まさにそう言う本であった事からもうかがえるように、寛元本の底本をめぐっては、複雑な事情が潜んでいるように思われる。その複雑な事情を反映するかのようには、仙覚本の底本については、ある疑問点が従来から指摘されている。橋本進吉「万葉集仙覚本と天治本」（心の花第一九卷第三号 大正四年三月）は、仙覚本奥書で、仙覚が自らの校訂に使用した諸本を数多く挙げ、その特徴をかなり詳しく記述する一方で、底本であるはずの「親行本」の名が一切出てこない由述べている。

本稿冒頭で述べたように、仙覚の万葉集校訂事業は、親行の校訂を承けて、親行と同じく親行本を底本として行われた由、仙覚自身が語っている（文永三年本巻一奥書）。

ところが、橋本論文が問題にしているのは文永三年本巻二十の奥書であるが、そこには、校訂に用いられた諸本の目録や題詞の高低等の特徴を詳細に語られている一方、親行本の方はその名称すら見られないのである。校訂の際、対校本として用いた諸本の特徴について詳細な記述が為されているのならば、当然自らの底本の形態にも相応の関心が払われて然るべきであろう。それがまったく言及がないという点、きわめて不自然である。不自然さはそれだけではない。仙覚は、親行の校訂作業を承けて校訂を行っているわけだから、底本として親行本を受け取っているだけではなく、何らかの形で親行の校訂の作業結果も受け取っているはずである。ならば、先行する校訂作業にも関心を抱かないはずはなからう。しかし、奥書に親行本自体への言及がなく、当然の事ながら親行の校訂の内容についての記述もない。

このように、一方で親行の校訂作業を承けて親行本を底本として校訂を行ったという事情を述べながら、底本である親行本の形態や親行の校訂の内容について一切語られないと言うことは、大きな不審といえよう。親行本が仙覚の校訂にとって重要な存在であったであろうことを考えると、親行本などについての言及がないということは、書き落しなどではなく、書かれない然るべき理由があったと考え

ざるを得まい。その理由とは何か。まず考えられるのは、仙覚が奥書で語っているように、仙覚の校訂本は、当初は親行がはじめた事業であるが、それを引き継ぎ完成させたのは仙覚であるという経緯である。すると、仙覚の意識の上では、親行本と親行の校訂、自らの校訂は、一連のものとして全体で自らの事業として把握されていたのではないかと考えられる。

しかし、そうではあっても、仙覚にとっては、底本の親行本はあくまでも他者の本といえよう。その親行本を含めて、どうして自らの一連の事業ととらえていたのか。第一章で述べたように、仙覚寛元本の底本は、題詞の低い、片仮名傍訓の本という寛元本と同じ特徴を持つ本であり、訓のない歌の分布は、仙覚の新歌の分布と同じであったと考えられる。すると、最も可能性がある想定は、寛元本はその底本をそのまま用い、訓の欠落を補充する形（補充した歌が新歌となる）で作られていったことであろう。つまり、寛元本の場合、底本と完成した校訂本とは、基本的に一連の本、ある意味では同じ本であったと考えられるのである。その底本が親行本と言うことならば、親行本と寛元本とは切っても切り離せない一体の存在であったと言うことになろう。つまり、仙覚は、親行本に書き入れを行った校訂本を「今の本」と称していたと考えられるの

である。親行本は、寛元期の校訂本と一体となっていた故に、敢えて「親行本」としては言及されなくなつたと推測される。

では、仙覚本の奥書に親行本への言及がないという指摘を行った先掲橋本論文では、その理由をどのように解釈しているであろうか。

橋本論文は、奥書で親行本への言及がない理由について、奥書では忠兼本という名称はしばしば用いられている点に着目し、仙覚は、忠兼本＝親行本という認識の基、親行本を忠兼本と称したのではないかと推定している。橋本論文は、様々な徴証から、親行本の系譜を、次のように、忠兼本、光行本、親行本と書写されたものと推定している。

讚州本——忠兼本——光行本——親行本——仙覚寛元本

しかし、先述のように、仙覚本奥書で「親行本」という名称がないという問題は、単に本の名がないというに留まらず、仙覚に先行する親行の校訂作業全体が記述されていないと言うことをも意味しており、親行本＝忠兼本という認識だったという論理では片づけられないと考えられる。

橋本論文の右のような結論は、忠兼本から親行本に至るまでは、いずれも忠実な書写の基、付訓形態から本文、訓に至るまでほぼ同じ内容の本であるということを大きな論

拠としている。橋本論文でも言及するように、忠兼本は、仙覚奥書によれば、

①二十卷すべてに目録がある。

②目録に歌数表示がない〔短歌〕「反歌」などの表示を持たない。

③題詞が歌より低い。

④別提訓の付訓形式。

という特徴を持つ本である。ところが、これらの特徴は、本稿筆者が想定している親行本の特徴とは③をのぞき、ことごとく異なっている。本稿筆者が仙覚本の底本として想定している片仮名訓本系統の本は、目録は巻十五までしかないし、目録に歌数表示を持ち、付訓形式は傍訓である、そして、その形がそのまま親行本の姿であると推定している。ならば、忠兼本と親行本とは、橋本論文が推定するようにほぼ同様な本ではなく、まったく異なった本なのではないかと考えられる。この問題については、改めて説き起こすべきものと考えるので、本論文ではこれ以上言及はしない。が、右の系図の中で親行本の親本と位置付けられている光行本の奥書を持つ本があり、それが、紀州本（巻十まで）である事実を提言しておく。紀州本は、片仮名傍訓の伝本である。

注

(1) 仙覚文永本の奥書は、文永三年本の伝本である西本願寺本を用いた。ただし、一部に他本により校訂したところがある。原文は漢文であるが、読みやすさを旨として私に読み下した。以下同じ。

(2) 紀州本は、後藤得三『紀州本万葉集』（昭和一六年）に、神宮文庫本は、『神宮文庫本万葉集』（昭和五二年勉誠社刊）によった。春日本は、天理大学附属天理図書館蔵の写真によった。なお、万葉集の歌番号は旧国歌大観番号による。以下同じ。

(3) 片仮名訓本系統の大半の本は傍訓の形式であるが、廣瀬本のように片仮名別提訓の形式も見られる。

(4) 仙覚文永本巻二十の奥書によれば、文永本になって、題詞を歌よりも高くしていると述べているので、寛元本の時点では題詞は歌よりも低い形であったと考えられる。

(5) 紀州本巻十の奥書には、紀州本の親本が建保七年1219の書写である記述が見られるが、『校本万葉集』（首巻）では、疑わしいとされている。その正否は改めて問い直される必要があるが、当面は、紀州本は詳しい書写年代は不明という説に従っておく。

(6) 本稿筆者の非仙覚系内部での片仮名訓本系統の論、ならびに片仮名訓本系統と仙覚校訂本との関係について述べた論としては、拙稿「長歌訓から見た万葉集の系統」（和歌文学研究第八九号 平成一六年十二月）、「万

葉集片仮名訓本と仙覚寛元本」(上代文学第一〇五号
平成二二年一月) などがある。

(7) 後述するように、非仙覚系の片仮名訓本系統の訓と仙覚寛元本の訓との関係は、仙覚寛元本の訓が片仮名訓本系統の訓を包摂するという関係にある。つまり、京大本代緒書き入れの訓は、分布も内容も、片仮名訓本系統の訓と非常に似ている。したがって、京大本代緒書き入れを片仮名訓本系統として行った考察は、本稿筆者の一連の論に大きな支障は来さないと考えられる。

(8) 拙稿筆者の一連の論で、京緒には、主として仙覚寛元本の右傍の訓、すなわち寛元本底本の訓が反映すると述べてきた。ところが、京緒には必ずしも底本の訓とは言えないような訓も見られる。たとえば、京緒には、一つの歌本文に対して三つ以上の訓が見られる箇所がある。それらが、現存の片仮名訓本系統のどの本の訓とも合致しない場合も見受けられる。これらの訓は、どのように考えたらよいのか。

寛元本は、その奥書によれば、歌本文に対して、底本の訓、自らの訂正訓の他に、それらの訓に問題がある場合には、他本の訓も書き入れると述べられている。つまり、寛元本では、諸本を見合わせて、一部それらの本の訓も取り込んでいると考えられる。すると、寛元本では、場合によっては、それら三種類以上の訓が並列されることになる。現存の京緒は、文永本に書き入れられているので、文永本と重なる記述は省略され

ると考えられる(たとえば、仙覚の訂正訓など)。が、文永本と重複しない寛元本の訓は基本的に取り込まれると考えられるので、京緒に、底本である片仮名訓本系統以外の訓と思われる訓があっても、それはある意味当然のことと考えられる。

(9) 先掲拙稿「万葉集京大本代緒書き入れの性格」による。当面の代緒書き入れの直後に朱の注記も存する。しかし、京大本に見られる朱の注記は、代緒の書き入れとは明らかに性格が異なるため、今回は考察から除外した。

(10) 巻十秋雑歌のもう一首の長歌二〇九二についても片仮名訓本系統では題詞が見られる。ただし、この題詞は、長歌二〇九二の前の歌の題詞の位置に元暦校本代緒書き入れや紀州本に「短歌」という題詞が見られる。これも、位置は微妙にずれているが、一連の記述と考えられる(短歌に「短歌」という題詞が付されることは考えられないので、長歌二〇九二の題詞が紛れたものと推定される)。この部分、京緒には見られない。

(11) 当面の注記では、巻十の長歌は二首ということになるが、実際は三首である。

(12) 紀州本(巻五・六・十)、廣瀬本(巻二・十)、元緒(巻六・十・十九・二十)、春日本(巻二十)。

(13) 仙覚以前に、長歌のことを「短歌」と称することについて論じたものに、藤原定家の『万葉集長歌短歌の説』がある。この書で定家は、万葉集自体には、長歌の事を「短歌」と称する事例はないことを述べている。また、

本稿で扱っている巻十目錄などの「短歌」の記述についても言及し、これらについて、「此一巻短歌不似他巻疑是後代之所註歟」と、本来の万葉集の記述ではないと推測している。

(15) 寛元本の奥書では、親行本の校訂に用いられた「三証本」について、本の装幀についての言及があるが、底本の親行本の形態についての言及はやはりない。

(16) この想定は、基本的に親行本に直接訓などを補充して行く作業を前提としている。だが、仙覚が、親行本を忠実に写して、それに校合したという可能性を排除するものではない。仙覚が、片仮名傍訓である親行本の形態をそのまま活かして寛元本を作ったという想定である。

(17) 紀州本（巻十まで）の奥書は、注5のように、信頼性に疑問が呈されている。が、本稿の論証により、その信頼性は再度検討されるべきであると考えられる。なお、紀州本の系統に関する論を別に用意している。

〈付記〉本稿は、平成二六年度上代文学会大会の研究発表（「万葉集京大本代繕書き入れによる仙覚寛元本復元の試み」）に基づく。研究発表の席上にご質問を頂戴した方々、また、本稿投稿時にご意見をいただいた上代文学会の編集委員の方々に深く感謝申し上げます。

なお、本稿は、日本学術振興会「JSPSの科学研究補助金の助成（基盤研究（C）」「万葉集仙覚校訂本作成過程の解明」に関

わる万葉集諸伝本の包括的研究」課題番号26370223 研究代表者田中大士）に基づく成果である。また、本稿は、国文学研究資料館の共同研究（特定研究）「万葉集伝本の書写形態の総合的研究」（代表者 田中大士）に基づく成果である。いずれも記して感謝申し上げます。

また、本稿執筆にあたり、昭和美術館からは紀州本万葉集の、神宮文庫からは神宮文庫本万葉集の、天理大学付属天理図書館からは春日日本万葉集巻二十の図版掲載の許可をいただいた。記して深く感謝申し上げます。